〃	ＳＲ－ＰＸ102	第ＥＡＲＲ15号
〃	ＳＲ－ＰＸ182	第ＥＡＲＲ16号
〃	ＳＲ－ＰＡ102	第ＥＡＲＲ17号
〃	ＳＲ－ＰＡ182	第ＥＡＲＲ18号
〃	ＳＲ－ＰＢ102	第ＥＡＲＲ19号
〃	ＳＲ－ＰＢ182	第ＥＡＲＲ20号
〃	ＳＲ－ＫＪ100	第ＥＡＲＲ27号
〃	ＳＲ－ＫＪ150	第ＥＡＲＲ28号
〃	ＳＲ－ＰＡ10Ｅ９	第ＥＡＲＲ29号
〃	ＳＲ－ＰＡ18Ｅ９	第ＥＡＲＲ30号
〃	ＳＲ－ＰＢ10Ｅ９	第ＥＡＲＲ31号
〃	ＳＲ－ＰＢ18Ｅ９	第ＥＡＲＲ32号
タイガー魔法瓶株式会社	ＪＫＮ－1000	第ＥＦＲＲ19号
〃	ＪＫＮ－1500	第ＥＦＲＲ20号
〃	ＪＫＸ－Ａ100	第ＥＦＲＲ12号
〃	ＪＫＸ－Ｂ100	第ＥＦＲＲ13号
〃	ＪＫＸ－Ｂ150	第ＥＦＲＲ14号
象印マホービン株式会社	ＮＰ－ＮＺ10Ｂ	第ＥＧＲＲ29号
〃	ＮＰ－ＮＺ18Ｂ	第ＥＧＲＲ30号
タイガー魔法瓶株式会社	ＪＫＰ－ＫＳ10	第ＥＦＲＲ21号
〃	ＪＫＰ－ＫＳ18	第ＥＦＲＲ22号
〃	ＪＫＫ－ＫＳ10	第ＥＦＲＲ23号
〃	ＪＫＫ－ＫＳ18	第ＥＦＲＲ24号
〃	ＪＫＪ－Ｈ10Ｔ	第ＥＦＲＲ25号
〃	ＪＫＪ－Ｈ18Ｔ	第ＥＦＲＲ26号
シャープ株式会社	ＫＳ－ＰＸ10Ａ	第24ＰＸ10Ａ号
〃	ＫＳ－ＧＸ10Ａ	第24ＧＸ10Ａ号
象印マホービン株式会社	ＮＰ－ＶＳ10	第ＥＧＲＲ31号
〃	ＮＰ－ＢＡ10ＫＳ	第ＥＧＲＲ32号
〃	ＮＰ－ＮＶ10ＫＳ	第ＥＧＲＲ34号
〃	ＮＰ－ＮＶ18ＫＳ	第ＥＧＲＲ35号
〃	ＮＰ－ＮＤ10ＡＺ	第ＥＧＲＲ36号
〃	ＮＰ－ＢＡ18ＫＳ	第ＥＧＲＲ33号
パナソニック株式会社	ＳＲ－ＳＹ102Ｊ	第ＥＡＲＲ33号
〃	ＳＲ－ＳＹ182Ｊ	第ＥＡＲＲ34号
タイガー魔法瓶株式会社	ＪＫＵ－Ａ550	第ＥＦＲＲ27号
〃	ＪＫＵ－55Ｅ９	第ＥＦＲＲ28号
〃	ＪＫＩ－5500	第ＥＦＲＲ29号

○総務省告示第八十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十八条の二第一項の規定により同条第五項の規定に基づき告示する。

型式の指定を受けた者の名称について、次のとおり同令第四十八条の三第四項の届出があったので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十五年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

変更後の製造業者の名称	変更前の製造業者の名称
クレスコ・アイティー株式会社	クレスコ・アイティー・システムズ株式会社
パナソニックデバイスＳＵＮＸ竜野株式会社	パナソニック電工ＳＵＮＸ竜野株式会社
株式会社マースウインテック	株式会社ウインテック
株式会社国際電気セミコンダクターサービス	株式会社日立国際電気エンジニアリング
株式会社国際電気セミコンダクターサービス	株式会社国際電気エルテック

○総務省告示第八十四号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月一日から施行する。

平成二十五年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

別表第一号中

480－2	山口県山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、名田島及び深溝に限る。） （ただし、山口市（秋穂二島、江崎、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、名田島及び深溝に限る。）における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード481－3の番号区画（山口市（阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東生雲東分、阿東嘉年上、阿東嘉年下、阿東篠目、阿東地福上、阿東地福下、阿東蔵目喜、阿東徳佐上、阿東徳佐下及び阿東徳佐中に限る。）を除く。）を含む。）	83	ＣＤＥ

を

480－2	削除	削除	削除

に、

481－3	山口県山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、阿知須、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑、徳地柚木、名田島及び深溝を除く。） （ただし、山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、阿知須、阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東生雲東分、阿東嘉年上、阿東嘉年下、阿東篠目、阿東地福上、阿東地福下、阿東蔵目喜、阿東徳佐上、阿東徳佐下、阿東徳佐中、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑、徳地柚木、名田島及び深溝を除く。）における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード480－2の番号区画（山口市（秋穂二島、江崎、嘉川、佐山、陶、鋳銭司、名田島及び深溝に限る。）に限る。）を含む。）	83	ＣＤＥ

を

481－3	山口県山口市（阿知須、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑及び徳地柚木を除く。）	83	ＣＤＥ

に

改める。